



厚生労働省群馬労働局発表  
平成29年6月30日

【照会先】

群馬労働局 雇用環境・均等室  
室長 千葉 裕子  
室長 補佐 丸山 和江  
雇用環境改善・  
均等推進指導官 庭山 たくみ  
(代表電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

「平成28年度 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、  
パートタイム労働法の施行状況」を公表します

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に関する相談が増加～

群馬労働局（局長 半田和彦）は、平成28年度に群馬労働局で取り扱った男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する施行状況について取りまとめたので公表いたします。

※ 相談件数についての留意事項

平成28年4月に都道府県労働局の組織見直しを行い、雇用環境・均等部（室）を設置した。雇用環境・均等部（室）では、これまで雇用均等室において受け付けていた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談と併せて総合労働相談コーナーで受け付けていた個別労働紛争に関する相談も一体的に対応するようになった。このため、相談を受け付けるに当たり、相談件数の計上方法についても変更を行ったことから、平成27年度以前とは単純比較できない。

1 相談の状況(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の合計)

相談件数	1,545件	(前年度 1,727件)	10.5%減少)
うち 男女雇用機会均等法	399件	(前年度 329件)	21.3%増加)
うち 育児・介護休業法	1,056件	(前年度 790件)	33.7%増加)
うち パートタイム労働法	90件	(前年度 608件)	85.2%減少)

2 行政指導の状況(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の合計)

対象事業所 236社  
指導事業所 234社（対象事業所の99.2%）  
是正指導件数 933件

- 是正指導の内訳は、男女雇用機会均等法関係が159件、育児・介護休業法関係が354件、パートタイム労働法関係が420件であった。
- 是正指導を受けた事業所のうち、9割以上が年度内に是正。

【添付資料】

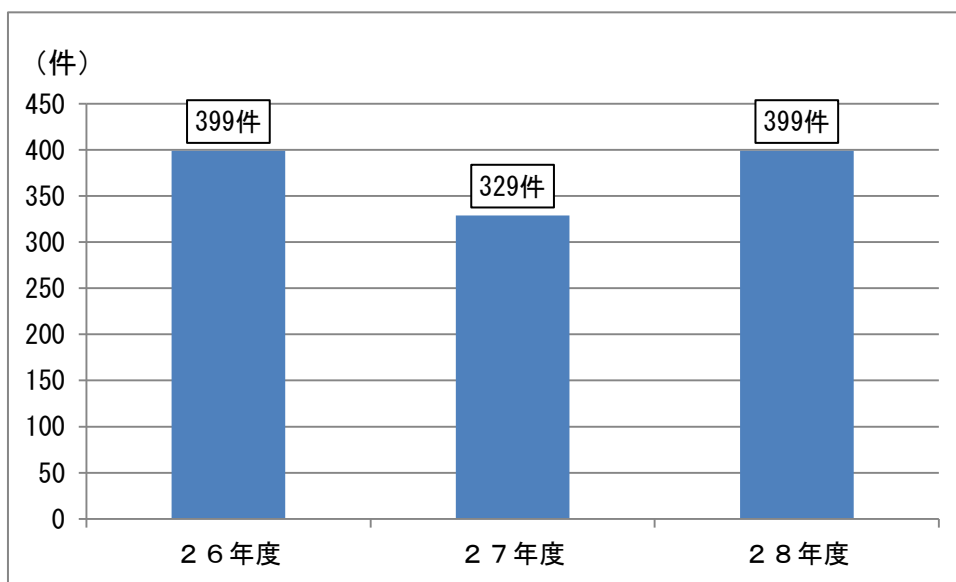
1. 男女雇用機会均等法のあらまし
2. 育児・介護休業制度ガイドブック
3. パートタイム労働法のあらまし

# 1 平成 28 年度男女雇用機会均等法施行状況

## (1) 相談の状況

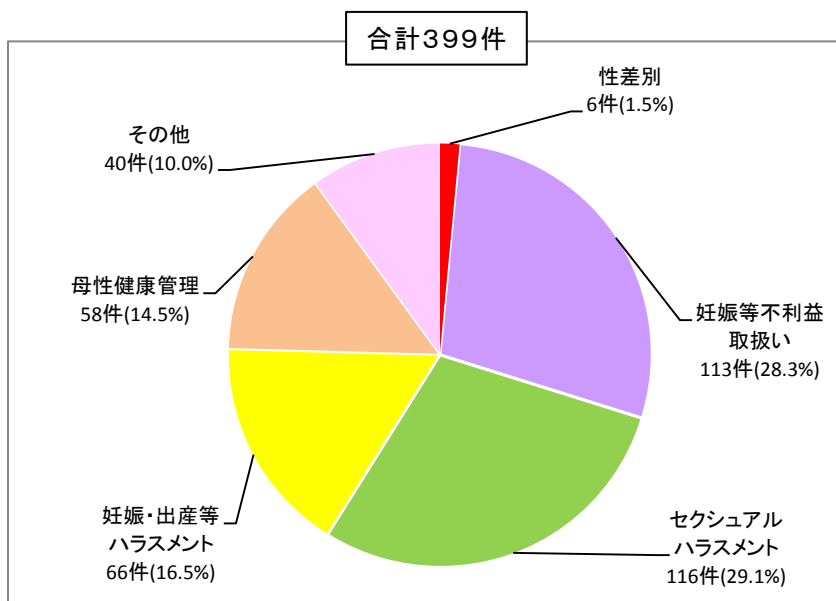
◆相談件数は 399 件と、前年度（329 件）より 21.3%増加した（図 1）。

【図 1】 相談件数の推移

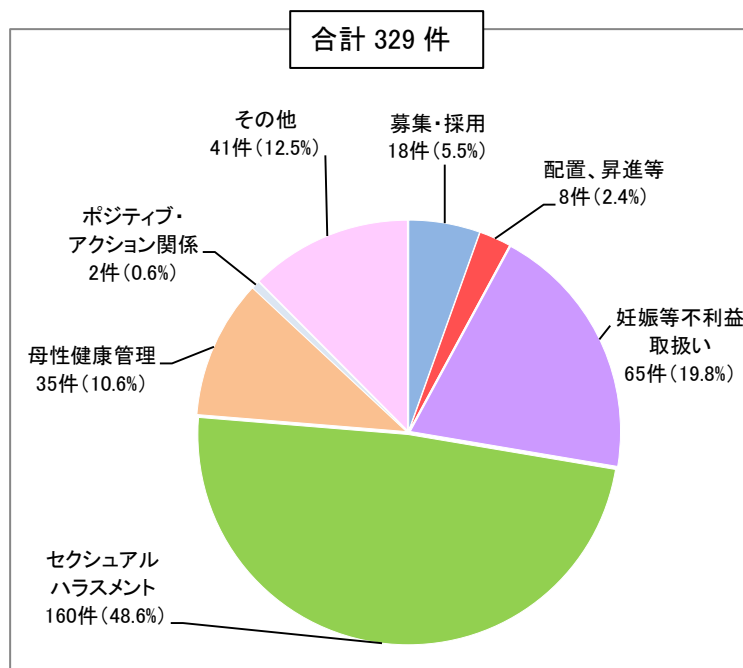


◆相談内容別にみると、「セクシュアルハラスメント」が 116 件（29.1%）で最も多く、次いで妊娠等不利益取扱いが 113 件（28.3%）、妊娠・出産等ハラスメントが 66 件（16.5%）であった（図 2）。

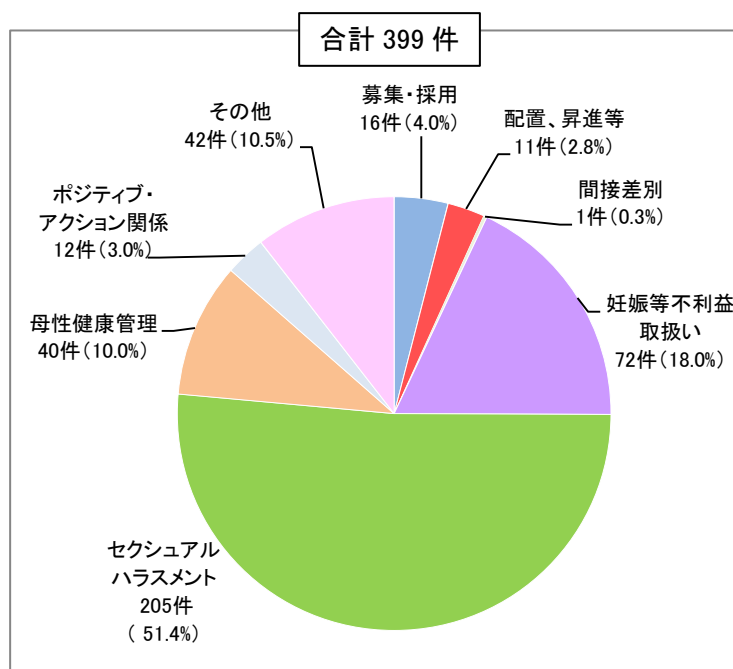
【図 2】 相談内容（平成 28 年度）



### 相談内容（平成 27 年度）



### 相談内容（平成 26 年度）



(2) 紛争解決の援助（労働局長による紛争解決の援助）

- ◆労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は3件であった。
- ◆妊娠・出産等不利益取扱いに関する事案が2件、セクシュアルハラスメントに関する事案が1件であった。
- ◆申立事案のうち2件は解決が図られた。

表1 労働局長による紛争解決援助の内訳

	26年度	27年度	28年度
妊娠・出産等不利益取扱い	4	2	2
セクシュアルハラスメント	3	4	1
母性健康管理	0	0	0
合 計	7	6	3

(3) 行政指導等の状況

- ◆70事業所を対象に男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収を実施し、このうち違反が確認された69事業所(98.6%)に対して159件の行政指導を行った。
- ◆指導事項としては、母性健康管理に関するものが71件(44.7%)、セクシュアルハラスメントに関するものが56件(35.2%)、妊娠・出産等に関するハラスメントが29件(18.2%)であった。
- ◆報告徴収を実施した事業所のうち12事業所は、労働者等からの相談を端緒に実施した。

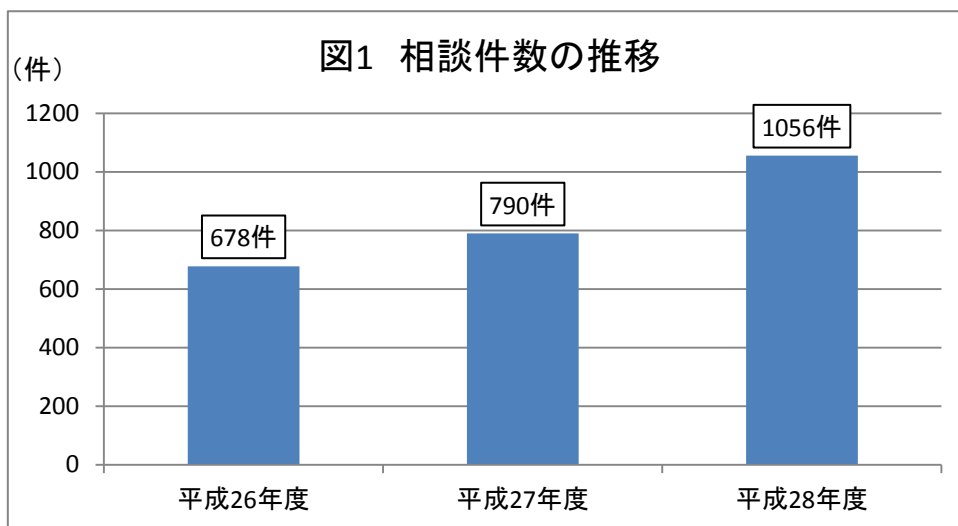
表2 行政指導件数の内訳

事 項	行政指導件数
募集・採用（第5条）	2
配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新（第6条）	0
間接差別（第7条）	0
妊娠・出産等不利益取扱い（第9条）	1
セクシュアルハラスメント（第11条）	56
妊娠・出産等に関するハラスメント（第11条の2）	29
母性健康管理（第12条、第13条）	71
その他	0
合 計	159

## 2 平成28年度育児・介護休業法施行状況

### (1) 相談の状況

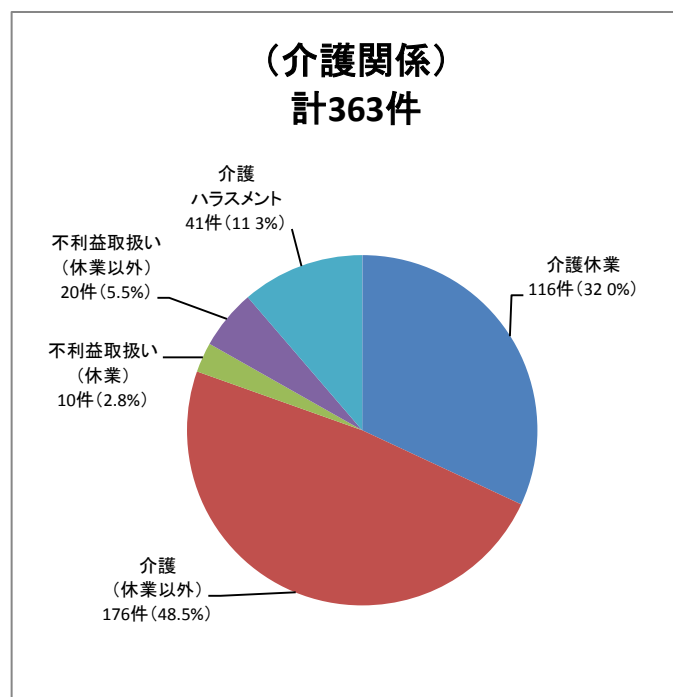
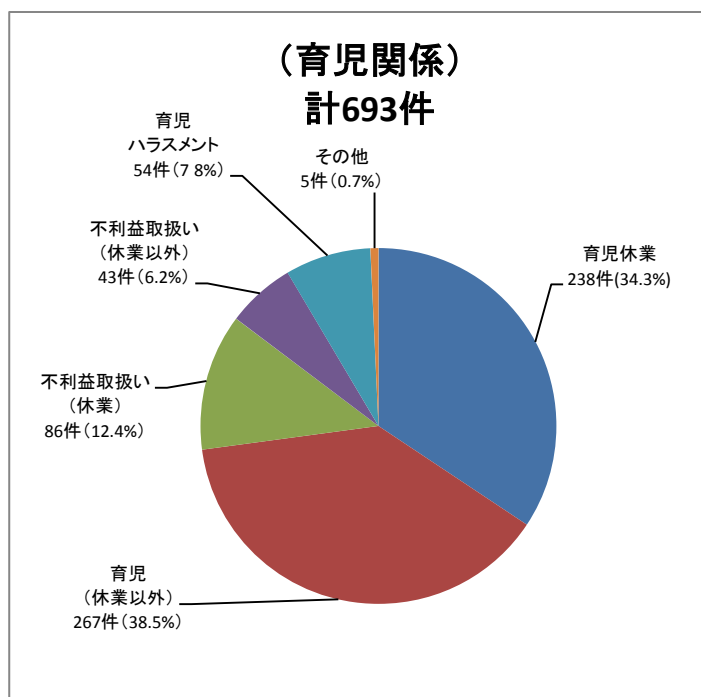
◆相談件数は1056件と、前年度（790件）より33.7%増加した。



◆育児関係の相談については、育児(休業以外)に関する相談が267件(38.5%)と最も多く、次いで育児休業に関する相談が238件(34.3%)と多かった(図2)。 ※1

◆介護関係の相談については、介護(休業以外)に関する相談が176件(48.5%)と最も多く、次いで介護休業に関する相談が116件(32.0%)と多かった(図2)。 ※2

図2 相談内容の内訳（平成28年度）



※1 子の看護休暇[第16条の2、第16条の3関係]、所定外労働の制限[第16条の8関係]、時間外労働の制限[第17条関係]、深夜業の制限[第19条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係]

※2 介護休暇[第16条の5、第16条の6関係]、所定外労働の制限[第16条の9関係]、時間外労働の制限[第18条関係]、深夜業の制限[第20条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係]

## (2) 労働局長による紛争解決援助の状況

- ・申立件数は5件であった。
- ・育児休業に係る不利益取扱いに関する事案が4件、育児短時間勤務に関する事案が1件であった。
- ・申立事案のうち2件は解決が図られた。

### 紛争解決援助の内訳

	26年度	27年度	28年度
育児休業に関する事案	2	0	4
育児休業に係る不利益取扱いに関する事案	3	2	0
育児短時間勤務に関する事案	0	1	1
育児休業以外に係る不利益取扱い事案	0	0	0
合計	5	3	5

## (3) 行政指導の状況

- ・育児・介護休業法第56条に基づく報告徴収を78事業所に対し実施し、このうち違反が確認された78事業所（100%）に対して354件の是正指導を行った。
- ・指導事項としては、育児休業制度の不備が39件（11.0%）と最も多く、次いで育児のための時間外労働の制限の制度の不備が30件（8.5%）と多かった。
- ・報告徴収を実施した事業所のうち9事業所は、労働者等からの相談を端緒に実施した。

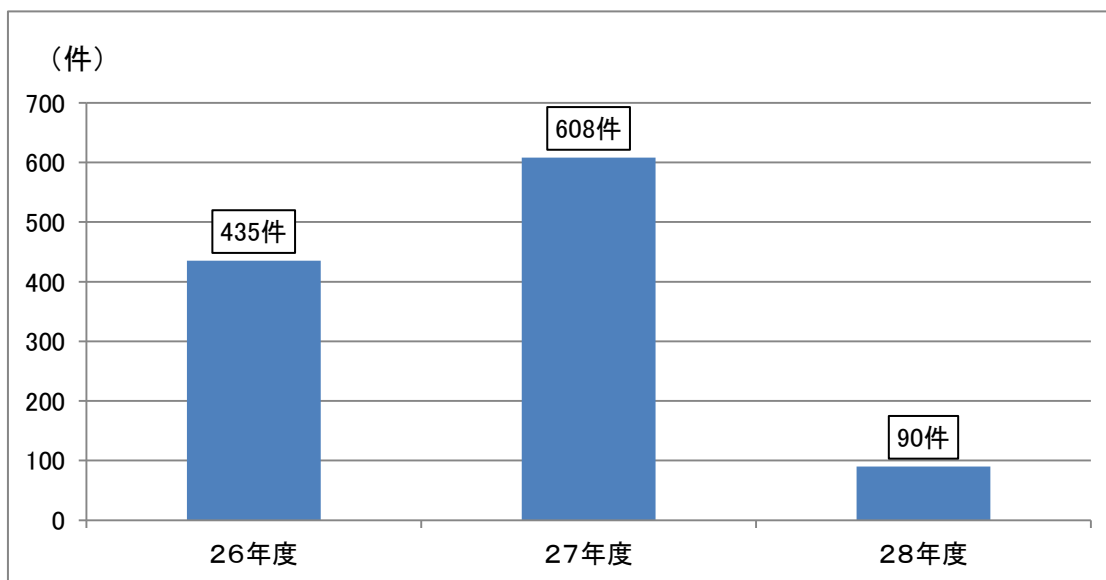
事項		行政指導件数
育児関係	育児休業	39
	子の看護休暇	25
	育児のための所定外労働の制限	23
	育児のための時間外労働の制限	30
	育児のための深夜業の制限	8
	育児短時間勤務	26
	育児短時間勤務等(努力義務)	21
	育児ハラスメント防止措置	11
	休業期間等の通知	7
介護関係	介護休業	26
	介護休暇	29
	介護のための所定外労働の制限	10
	介護のための時間外労働の制限	13
	介護のための深夜業の制限	10
	介護短時間勤務等	21
	介護短時間勤務等(努力義務)	1
	介護ハラスメント防止措置	11
	休業期間等の通知	0
職業家庭両立推進者		43
合計		354

### 3 平成 28 年度パートタイム労働法施行状況

#### (1) 相談の状況

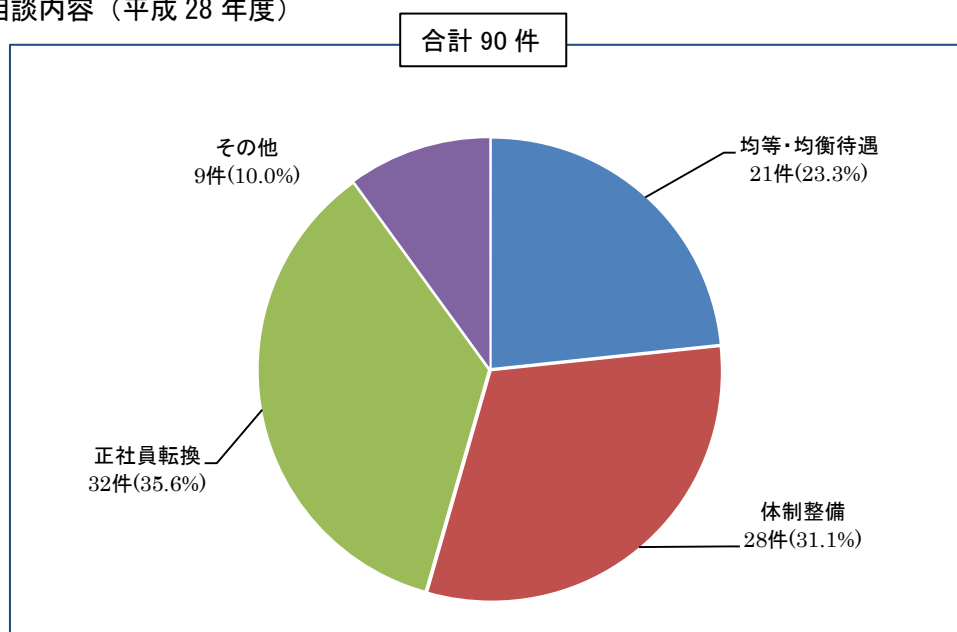
◆相談件数は 90 件と、前年度（608 件）より大幅に減少した（図 1）。

【図 1】相談件数の推移

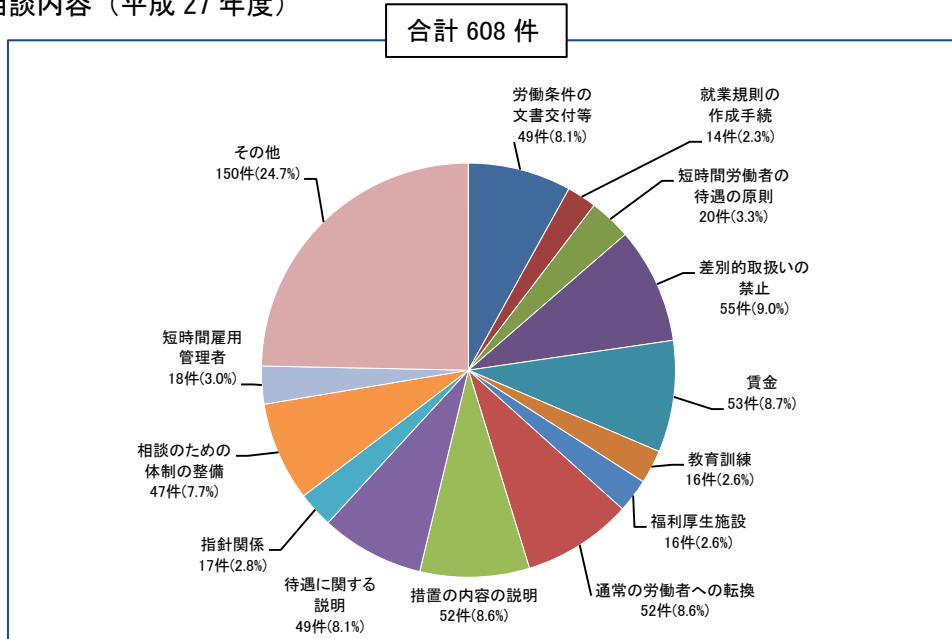


◆相談内容別にみると、正社員転換が 32 件（35.6%）と最も多く、次いで、体制整備が 28 件（31.1%）、均等・均衡待遇が 21 件（23.3%）であった（図 2）。

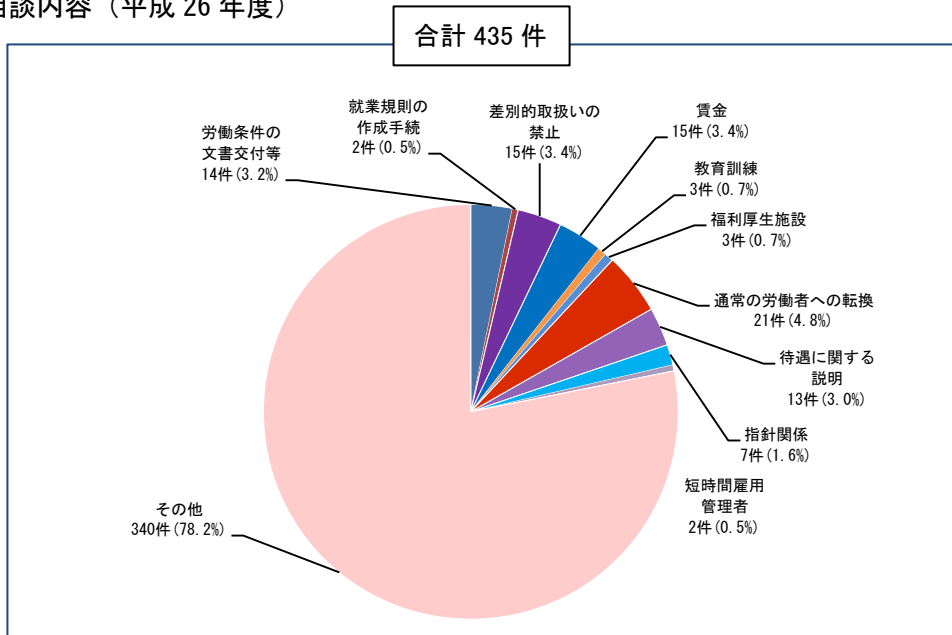
【図 2】相談内容（平成 28 年度）



相談内容（平成 27 年度）



相談内容（平成 26 年度）





### (3) 行政指導等の状況

- ◆88 事業所を対象にパートタイム労働法第 18 条に基づく報告徴収を実施し、このうち違反が確認された 87 事業所 (98.9%) に対して 420 件の行政指導を行った。
- ◆指導事項としては、労働条件の文書交付等に関するものが 69 件 (16.4%)、通常の労働者への転換に関するものが 53 件 (12.6%) であった。
- ◆報告徴収を実施した事業所のうち 4 事業所は、労働者等からの相談を端緒に実施した。

#### 行政指導件数の内訳

事 項	行政指導件数
労働条件の文書交付等 (第 6 条 1 項)	69
労働条件の文書交付等 (第 6 条 2 項)	0
就業規則の作成手続 (第 7 条)	21
賃金 (第 10 条)	16
通常の労働者への転換 (第 13 条)	53
措置の内容の説明 (第 14 条 1 項)	51
相談のための体制の整備 (第 16 条)	23
短時間雇用管理者 (第 17 条)	37
指針	150
合 計	420